申告書は 自分で書いて お早めに！

確定申告に関する問い合わせ

〒951－8685
新潟市営所通２番町692番地5
新潟税務署
☎２２９－２１５１

平成15年分の所得税の確定申告期限は、3月15日(月)です。また、個人事業者の消費税の確定申告期限は、3月31日(水)となっております。早めに申告を済ませましょう。

この社会あなたの税がいきている

確定申告は「自書申告」で

確定申告書については、自分で書いて提出していただく「自書申告」にご協力をお願いします。

自分で書いていただくために

●インターネットで！

国税庁ホームページ（所得税の確定申告作成コーナー）で、所得税の確定申告書がカラープリンターを使って作成できます。

また、「所得税の確定申告の手引き」や「確定申告Q&A」など、申告や納付の手続き等について便利な情報を分かりやすく提供しています。

アドレスは次のとおりです。

http://www.nta.go.jp

●簡単・便利な タッチパネルのご利用を！

日本生命新潟柾谷小路ビル6階の相談会場に設置してあるタッチパネル方式による自動申告書作成機をご利用されますと、簡単に申告書が作成できます。

●タックスアンサーのご利用も

電話案内に従って、コード番号を入力するだけで、コンピュータが音声またはファックスで税金相談にお答えします。

電話番号は次のとおりです。

☎２２３－２２９９

納税は期限内に、振替納税のご利用を

平成15年分の確定申告による所得税の納期限は、平成16年3月15日(月)です。また、個人事業者の消費税の納期限は、平成16年3月31日(水)です。お忘れなく手続きを済ませてください。

納税には、預貯金口座からの振替納税が大変便利です。

手続きは、金融機関の窓口、または税務署にお申し出ください。なお、本年の振替日は、次のとおりです。

・所得税　4月16日(金)
・消費税　4月26日(月)

確定申告の相談日程

◆相談会場　日本生命新潟柾谷小路ビル6階
◆開設期間　3月15日(月)まで
◆開設時間　午前8時30分～午後5時
◆相談受付時間
午前9時～11時
午後1時～3時30分

会場は、土・日曜日は開設しておりません。

譲渡所得、贈与税の相談も、日本生命新潟柾谷小路ビル6階相談会場でお受けしております。

駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

申告期限間近になりますと、相談会場は大変混雑しますので、相談される方は、お早めに相談会場においでください。

役場で行う納税相談

区分	相談日・対象地区	時間・会場
農業所得者の納税相談	3月1日(月)　上町・中央・いぶき野・大字横越 2日(火)　東町・川根町・茜ケ丘・十二前 3日(水)　沢海・阿賀野 4日(木)　木津・二本木 5日(金)　小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	○時間　午前9時～11時 午後1時～4時 ○会場　横越町役場 多目的ホール
住民税対象者の納税相談	3月8日(月)　上町・中央・いぶき野・大字横越 9日(火)　東町・川根町・茜ケ丘・十二前 10日(水)　沢海・阿賀野 11日(木)　木津・二本木 12日(金)　小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	

固定資産課税台帳の縦覧期間

4月1日～4月30日

町では、平成16年度固定資産（土地・家屋・償却資産）課税台帳を所有者および関係者に、次の期間縦覧いたします。

昨年中に土地の売買、相続による異動や家屋の新増築・滅失などのあった方は、この機会に台帳の登録事項を確認して下さい。

◆期間　4月1日(木)～4月30日(金)（土曜日・日曜日・祝日は除きます）
◆時間　午前8時30分～午後5時15分
◆場所　役場　町民税課

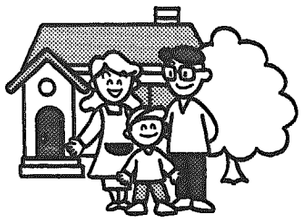

知っておきたい国民年金

問い合わせ　町民生活課　年金係

20歳になった方から多かったお問い合わせについて、お答えします。

Q　加入届が社会保険事務所から届きました。提出しなくてはいけないの？

A　国民年金への加入は日本国内に住む20歳以上60歳未満全ての人の義務です。誕生月には加入届が郵送され、役場へ提出していただくことで現在の立場を確認します。

Q　年金手帳ってなに？

A　年金手帳には、基礎年金番号が記入されています。一人が一つの番号を持つことになり、国民年金・厚生年金・共済年金等加入の制度の変更があるたびに、会社等、または役場で手続きの際に提出をして、基礎年金番号で一生涯の年金の管理をしていきます。

会社等に就職する際、必ず必要になりますから、大切に保管しましょう。

Q　年金保険料が納められないのですが……

A　保険料を未納にしてしまうと、将来もらえるはずの年金が受け取れなくなったり、万が一の時、障害年金や遺族年金が受けとられなくなったりする場合があります。

国民年金には、保険料が払えない無収入、低所得の方のために免除制度がありますので、ぜひ、ご利用ください。

①学生以外の方
〔免除申請制度〕

申請書を役場へ提出してください。本人・世帯主・配偶者の所得制限があり、誰かが基準額以上であると非該当となります。全額免除と半額免除があります。

②学生である場合
〔学生納付特例制度〕

学生で収入が得られないということで、保険料の納付が猶予される制度です。一部の教育施設、海外の学校などを除きます。

前年の所得が68万円以下であることが条件です。

学生証、または在学証明書（コピー可）と申請書を役場へ提出します。承認されると当該年度末（3月）までの納付が猶予となります。

なお、免除申請、学生特例とも、10年以内に追納すると、受給額を満額に近づけることができます。承認から3年目以降に追納する時は、加算額と一緒に納付する必要があります。

どちらの場合も1年ごとに申請が必要になります。忘れずに申請してください。

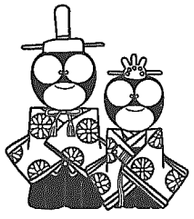

Q　免除申請をしたのに納付書が届きました。

A　納付書は必ず全員に送付されます。免除申請をしても、審査に1～2か月程度の期間を要します。結果が出るまでは保管しておいてください。

特定計量器定期検査

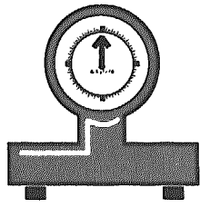

商店・病院・学校・農家等で取引および証明に使っている「はかり」は、計量法により2年ごとに特定検査を受けなければならないことになっており、今年が定期検査の年にあたります。

横越町は、下記の日程で行いますので、忘れずに受検して下さい。

◆検査会場　横越町役場　1階　多目的ホール
◆検査日　4月16日(金)

受付時間	検査実施の区域
午前10時00分～11時30分	上町・中央・東町・川根町・茜ケ丘・いぶき野・大字横越・沢海・阿賀野・小杉・平山・十二前・官公庁関係
午後1時～3時	木津・木津工業団地・二本木・藤山・駒込・うぐいす・農協

◆問い合わせ　農政商工課　☎385－2111